○農林水産省告示第千百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木字ニカイ九二五の二から九二五の六まで、字中山九二六の一二、一〇七六、一三〇六、一四九六、一四九七、字小丸山九二八、字柿ノ木窪九三三、九三四、九四二の一から九四二の三まで、字カチャシキ九四九、字ニ坂二〇七〇、一〇七二の一、一〇七二の二、一〇七七、一〇七八、字ヲソノ沢一〇七九の一、一〇八〇の六

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木字後山九四六

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６９０２号

東京都品川区西五反田１丁目25番５号松村ビル３Ｆ

債務者　株式会社プライム・プランニング

代表者代表取締役　田村　俊二

1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　青木　智子

4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８９０号

東京都杉並区高円寺南４丁目26番15号

債務者　富士建設株式会社

代表者代表取締役　西澤　和世

1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　上杉　昌隆

4　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０１４号

千葉県船橋市栄町２丁目15番３号

債務者　有限会社駒形スチール

代表者取締役　冨　　和久

1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　木崎　　孝

4　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１号

鹿児島県鹿児島市武岡５丁目８番２号

債務者　株式会社エイチアンドディコーポレーション

代表者代表取締役　松久保隼人

1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大脇　通孝

4　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後１時30分

鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４０８号

仙台市泉区桂２丁目７番地の５

債務者　株式会社ユムブレックス

代表者代表取締役　三原　敏成

1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　千葉　晃平

4　破産債権の届出期間　平成23年６月22日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午後２時

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８２号

名古屋市南区千竈通３丁目９番地

債務者　名輪商事株式会社

代表者代表取締役　野田　俊樹

1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　織田　幸二

4　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前10時

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５９０号

埼玉県比企郡小川町大字中爪1048番地

債務者　株式会社ハイネット小川

代表者代表取締役　関和　光広

1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高木　　茂

4　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７５８号

東京都北区赤羽２丁目24番１号

債務者　有限会社エヌエクステリア

代表者代表取締役　杉田　健介

1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中野　剛史

4　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月22日午前11時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９５０号

英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、メリーストリート、ゼファーハウス２階、私書箱709号、カード・コーポレート・サービセズ・リミテッド内、日本における営業所東京都江東区亀戸６丁目56番15号

債務者　オクタビア・ホールディング・リミテッド

日本における代表者　ブルーマー・キャヴィン・クリストファー

1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大月　雅博

4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後３時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５８８号

埼玉県比企郡小川町東小川５丁目９番10号

債務者　株式会社アールデー

代表者代表取締役　関和　常夫

1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高木　　茂

4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部